

見守り 新鮮情報

第207号

夫が**40年くらい前**に購入した**山林**を「**買い取る**」という電話が業者からあった。来訪した業者に、「山林の**売却のため**には、**別の山林を購入**するように」と言われた。その土地は「将来太陽光発電

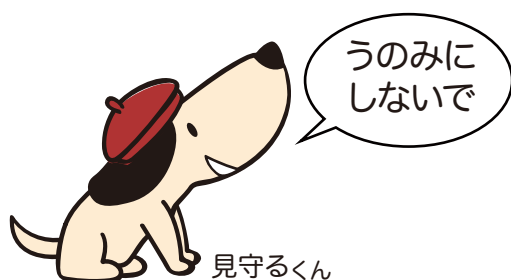
の会社が買い取るはず」ということだったので**契約した**。その後、もともと所有していた山林をその業者に買い取ってもらったが、その際にまた**新たな山林を購入**する契約をし、売却額と購入額の**差額を支払った**。

(70歳代 女性)



原野商法の二次被害が増え続けています

ひとこと助言



- 過去に原野商法の被害に遭った人に、その土地が高く売れるなどと勧誘し、測量の費用を請求したり、新たな土地の購入を持ち掛けたりする「二次被害」の相談が増え続けています。
- 「土地を買い取りたい人がいる」「土地を売却できる」などという業者のセールストークをうのみにしないようにしましょう。
- 契約を検討する場合は、その土地が所在する自治体等に土地の状況を問い合わせるなどして情報を収集し、少しでも不審な点があれば契約してはいけません。
- 日頃から家族や身近な人による見守りも大切です。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。